長崎県地学会会則

- 第1条 (名称)本会は長崎県地学会(Nagasaki Earth Science Association, NESA)と称 する。
- 第2条 (目的) 本会は長崎県の地学および地学諸分野の調査・研究を行ない、それらの普及と発展に寄与し、会員相互の研鑽と親睦を図る。
- 第3条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1)会誌、ニュースレター、出版物の刊行
 - (2) 講演会、研究会、巡検会、見学会などの開催
 - (3) 地学諸分野に関する調査・研究、普及活動
 - (4) その他、必要と認めた事業
- 第4条 (組織)本会は長崎県の地学および地学諸分野に関心をもつ会員で組織し、会員 は前条の事業に参加する。
- 第5条 (会員)会員は正会員および次の会員とし、名誉会員は理事会で推薦する。
 - (1) 名誉会員:地学分野で顕著な功績があり長崎県に関係の深い者、また本会の活動 に顕著な功績のあった者
 - (2) 賛助会員:第2条 の目的に賛同する個人または法人
 - (3) 学生会員:高校生、大学生、各種学校生
 - (4) 団体会員:学校、会社、クラブなどの団体
- 第6条 (会費) 会員は別に定める会費を納入しなければならない。
- 第7条 (機関)本会は総会、理事会、運営委員会により運営され、次の事項を審議し決 定する。
 - (1) 総会:本会の基本方針、事業計画、予算・決算、会則変更、 その他重要事項
 - (2) 理事会:総会議案に関する事項、所属地域における活動に関する事項、 その他の事項
 - (3) 運営委員会:本会の事業遂行に必要な業務の執行
- 第8条 (役員)本会に次の役員をおき、会務を行う。役員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし同位置の役職について通算4期12年を限度とする。また、役員を辞退することもできる。(平成17(2005)年度から起算する)
 - (1) 会長1名:本会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長1~3名:会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代行する。
 - (3) 監事2名:会務、会計を監査する。
- 第9条 (名誉役員) 本会に次の名誉役員をおく。名誉役員は会務に助言できる。
 - (1) 名誉会長: 本会会長として顕著な功績のあった会長
 - (2) 名誉理事:本会の運営に顕著な功績のあった理事

- 第10条 (役員選出)
 - (1)会長、副会長、監事、名誉会長、**名誉理事**、名誉会員は理事会が推薦し、総会で 決定する。
 - (2) 理事は付則3および「**理事選挙細則**」に定める選挙によって選出する。 「**理事選挙細則**」は、運営委員会、理事会で審議し、総会で決定する。
- 第11条 (運営委員会)会長、副会長、および会長指名の理事・会員で組織し、会務を 執行する。次の部局を置き、互選による長・次長をおく。部局は内規を定めるこ とができる。
 - (1) 事務局

会務の記録・備品・消耗品の購入・管理保存・入退会届け・郵便局からの払い込み 通知票などの受け渡し・渉外 (総会などの会場確保・文献受領など)・各種会合の世 話

(2) 会員部

会員動静の把握・理事選挙に関する事項

(3) 企画部

総会に関する事項・新期事業の企画立案・会則の見直し

- (4)巡検行事部
 - 1. 巡検、各種行事の立案・案内状の発送と実施
- 2. 県外・海外巡検などの立案計画
- (5) 会誌編集部会誌の刊行・発送
- (6)経理部会計の処理
- (7) 広報部

ニュースレターの発行・発送

- 第12条 (事務局)長崎県長崎市文教町1-14 長崎大学環境科学部馬越研究室におく
- 第13条 (会則変更)正会員の申し出により、運営委員会、理事会で審議し総会で議決する。
- 第14条 (会計年度)会計年度は4月1日より、翌年の3月31日までとする。

付則1 年会費は次の通りとする。

正会員・団体会員:3000円

学生会員:1500 円 賛助会員:10000 円

付則2 会員の所属地域

次の4地域の区分する

県南地域:長崎市・西海市・五島市・壱岐市・対馬市・長与町・時津町

県央地域:大村市・諫早市・島原市・南島原市・雲仙市・東彼杵町・川棚町・

波佐見町

県北地域: 佐世保市・平戸市・松浦市・新上五島町・小値賀町・江迎町・鹿町町・

佐々町

県外地域:長崎県外

付則3 理事は正会員および学生会員の中から選出する。「**役員選挙細則**」は選挙管理 委員会が決める。

付則 4 20 年、30 年および 40 年を経過した会員は表彰する。地学諸分野で顕著な業績を あげた者を表彰できる。

付則 5 会員の退会は、次のいずれかの場合とする。 本人の申し出、3年を超える会費の滞納、住所などの不明

付則6 この会則は、2001年6月24日より施行する。

平成 14 年(2002) 6 月 2 3 日一部改正 平成 15 年(2003) 6 月 2 2 日一部改正 平成 18 年(2006) 6 月 2 5 日一部改正 平成 19 年(2007) 6 月 2 4 日一部改正

昭和36年(1961)9月26日 創立

平成 22 年 (2010) 6月20日一部改正 平成 23年 (2011) 6月25日一部改正

平成 24 年 (2012) 6月24日一部改正

令和5年(2023)6月25日一部改正